

# 琉球大学学術リポジトリ

ビルマ植民地,マレー植民地,タイ国半植民地(東南アジアにおけるイギリス帝国主義の森林開発の展開 (II))(林学科)

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学農学部 公開日: 2008-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 篠原, 武夫, Shinohara, Takeo メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/4349">http://hdl.handle.net/20.500.12000/4349</a>

# 東南アジアにおけるイギリス帝国主義の森林開発の展開(II)

—ビルマ植民地、マレー植民地、タイ国半植民地—

篠 原 武 夫 \*

Takeo SHINOHARA : Development of Forest Exploitation by British Imperialism in South-East Asia(II)—Burmese Colony, Malay Colony and the Thailand half colonized —

## I ビルマ植民地における森林開発の展開

ビルマの植民地化はイギリス帝国主義によってもたらされ、その成立時期はイギリス経済が自由主義段階から帝国主義段階に移行した1870年代以降と時を同じくしている。イギリス帝国は3次にわたる英緬戦争の結果、1886年にビルマ全土を英領インドの属州（1937年にインド領から分離）として直轄植民地におき、帝国主義経済の論理をビルマ植民地に貫徹したのである。そこでビルマ植民地の森林資源（とくにチーク林）もイギリス帝国の資源収奪政策の一環として、重要な経済開発の対象産物になったのである。それでは以下においてイギリス帝国主義による森林開発の過程を明らかにしよう。

イギリス帝国は1852年の第2次英緬戦争によって下ビルマ一帯を領有すると、すぐにチーク林管理のための林政を確立すべく、1856年に英人技師ブランデス博士の指導の下に山林局を設置<sup>(1)</sup>して、チーク林を官営林として乱伐を禁じ、輪伐、借林区制度などを規定して、チーク林の永久保続の方策を確立した<sup>(2)</sup>。そして1874年から1877年に至っては、以前から伐採許可を有する者が、蓄積豊富で交通便利な位置にあるチーク林の伐採搬出に従事するのを漸次禁止する諸方策をとったのである<sup>(3)</sup>。その後、1881年には森林法が制定され、それが1877年に上ビルマに対しても施行された<sup>(4)</sup>。

1885年には第3次英緬戦争がおこり上ビルマは占領され、1886年に全ビルマが英領インドの属州となるに際して、イギリス帝国は植民地政策の基本原則である「国家がすべての土地の所有者（owner）であり、人民は単に土地の保有権あるいは用役権が認められるにすぎない。したがって人民は土地保有の代償として国家に地代を地租（land revenue）の形で支払わなければならない。<sup>(5)</sup>」という土地国有化理念の適用によって全ビルマの土地を国有化した。当然、林野も国有林とされ、そこからの伐採は許可制（借林権）としチーク林をはじめとする全森林を完全支配下において、その保護、増殖、伐採などの統制に努めたのである。チーク林などの貴重林は保護林（その他は未区分林）として政府の保護監督が加えられとくにチーク林は許可なく伐採することを禁じたのである<sup>(6)</sup>。

\* 琉球大学農学部林学科

- 注1. 本論文は著者の九州大学大学院農学研究科修士課程における修士論文の各論部分である。
2. なお、同論文の要旨は、ビルマ植民地については第79回（1968年）、マレー植民地は第80回（1969年）、タイ国半植民地は第81回（1970年）の日本林学会大会で発表した。

チーク材は材質的にすぐれた世界的良材であり、艦船用材、車輛用材、鉄道枕木、建築用材などに幅広く用いられ、とくに軍需用材のための艦船材として適材であるため、本国に森林を欠くイギリス帝国にとっては、チーク材の独占的支配は必要不可欠な条件であったと言える。そこで、結局のところビルマでは国家権力と独占資本の結合によるチーク林の独占的支配がもたらされた<sup>32b</sup>。チーク林に対する投資も、1935～40年平均の統計によると、額面は900万ポンドで全産業投資額5,320万ポンドの約2割に近い<sup>10</sup>。以上述べてきたことから、ビルマ植民地の森林資源（チーク林）が、イギリス帝国主義経済にとっていかに重要な経済資源であったかがわかる。

ところで民間商社に伐採権を貸与しないチーク林は、特定林として政府山林局によって伐採され、それは主に海に近い下ビルマ地方に存在し、遠隔の奥地（上ビルマ）では長期15カ年契約の伐採権を民間商社に与えてチーク林の伐採を行なわしめた<sup>32b</sup>。その長期契約は当初、当時唯一のチーク独占商社であったポンペイ・ビルマ（Bombay Burma）社に与えられ、同社はみずからチーク伐出にたずさわるかたわらチーク材の買付契約者ともなり、大規模にチーク林経営を行ない、上ビルマ一帯のチーク伐採事業をほとんど掌中に収めたのである。さらに同社の伐採許可制度は下ビルマにも適用され<sup>18</sup>、1890年までは全ビルマのチーク伐採権のほとんどが同社に属していた。

ところが、1891～1903年にかけて他の4社（第1表参照、Steel Brothers, Macgregor, Faukar, T. D. Findlay）も加わり、ますますチーク林開発は活発をきわめるようになった。これらの会社は象、製材所、建物、舟艇などに7～8千万留比（ルピー）を投資し、自己所有の象3,500頭以上を持ち、その他に契約所属の象約600頭を有していた。林業関係雇用人員は約35,000人に達し、そのうち少数の高級監督職員（イギリス人）を除いては、すべて土着民であった<sup>16</sup>。

伐採事業は事実上、特許会社5社の独占経営となり、ビルマ人民の自主的経営はもとより許されず、それは独占資本の利潤追求のために開発利用される有利な投資資源であった<sup>4</sup>。チーク企業は伐採、製材、市販の過程に大資本を要するため、イギリス独占商社の収奪的植民地政策の下にある土着弱小資本の経営活動は非常に困難で、わずかに象、水牛などを所有する経営者が小地域で、チーク林の伐採搬出に従事していた<sup>16</sup>。

それではビルマ植民地における1900～04年にいたるチーク材生産統計（第1表）からイギリス帝国のチーク林開発の実態を明らかにすると、1900～04年までは全チーク材生産量の77.2%を占めていたのであるが、1919～24年には95.5%も独占するに至り、1900～37年の平均は約90%に達している。その内訳は独占商社5社が約73%、政府が約17%の比率である。

ビルマ人民について言えば、1900～37年には22.8%であったのが、1919～24年には4.5%に急減し、その後は漸増しているが、1900～37年を平均すると約10%程度である。ビルマ人民はイギリス帝国から伐採権を借り受けて生産するため、生産に制限があり、その上資金源にとぼしく、確実な市場を持たないため、下請的な存在であったと言えよう。

第1表 チーク材生産の生産者別統計 単位：%

生 産 者 年 度	イギリス (A)						ビルマ (B)			(A) + (B)	産 額 (トン)	
	ボベイ ・ビルマ ル	スチ ー ガ ー	マクレ ー	フォカ ー	フィン ドレー	政府	合計	小借 地入	その他	合計		
1900～04	31.7	3.9	7.5	0.5	—	33.6	77.2	14.0	8.8	22.8	100.0	205,626
04～09	34.1	13.8	9.9	1.5	0.3	29.4	89.0	5.2	5.8	11.0	100.0	237,475
09～14	39.0	18.8	12.2	3.3	3.2	16.8	93.3	1.6	5.1	6.7	100.0	283,720
14～19	34.6	15.7	13.2	6.3	3.5	21.8	95.1	1.3	3.6	4.9	100.0	345,268
19～24	33.7	18.4	13.2	5.4	3.7	21.1	95.5	0.8	3.7	4.5	100.0	513,406
24～29	31.8	19.0	16.2	5.0	4.4	14.3	90.7	1.5	7.8	9.3	100.0	396,354
29～34	36.4	14.6	12.9	5.1	5.1	12.8	86.9	3.5	9.6	13.1	100.0	390,816
34～35	34.5	19.3	16.2	7.5	6.2	5.1	89.4	2.2	8.4	10.6	100.0	447,756
35～36	41.2	14.1	16.4	6.6	5.2	5.3	88.8	1.7	9.5	11.2	100.0	538,069
36～37	48.6	7.9	13.1	5.6	4.9	6.2	86.3	4.4	9.3	13.7	100.0	440,580

注：蒲地清・南方経済資源総覧（第7巻）、410頁より作成。1936～36年は2月末まで。ビルマの年度は6月から翌年5月まで。

なお、ビルマ植民地のチーク材輸出も言うまでもなくイギリス商社の独占で、その商社の代表的なものには、生産過程をも掌握していたポンベイ・ビルマ商会、マクレガー・商会、フォカー・商会<sup>17)</sup>などがあった。生産されたチーク材の約50%が輸出された。輸出チーク材を仕向国別（第2表）に示すと、イギリス本国およびその植民地向け輸出が数量、金額ともに全輸出の9割以上を占め、そのうちでも、インド植民地への輸出が大部分である。

第2表 チーク材仕向国別輸出高 単位：比 (%)

	1935～38 (3カ年平均)	1938～39	1939～40	5カ年平均
イ ン ド	73.5 (60.6)	76.9 (66.2)	75.9 (64.7)	75.4 (63.7)
イ ギ リ ス	17.9 (26.3)	15.8 (21.9)	12.0 (24.6)	16.8 (24.4)
南 ア 連 邦	2.2 (3.1)	1.4 (2.1)	2.0 (2.9)	1.9 (2.7)
小 計	93.6 (90.0)	93.4 (90.2)	89.9 (92.2)	94.1 (90.8)
そ の 他	6.4 (10.0)	6.6 (9.8)	10.1 (7.8)	5.9 (9.2)
計	100.0 232,865トン 33,522ルピー	100.0 208,349 30,304	100.0 224,438 31,113	100.0 208,673 28,743

注：福原一雄・南方林業経済論、185～186頁より作成。「その他」にはドイツ、オランダ、アメリカ、その他、等が含まれる。（ ）内は金額（ルピー）の割合(%)。

## II マレー植民地における森林開発の展開

イギリス帝国によるマレーの植民地化は古く重商主義時代からはじまり、イギリス経済が帝国主義段階へ突入した1873年以降はさらに激化した。イギリスはマレーの植民地化にあたって、「総ての土地について、その完全なる土地所有権は国王のみにあり、その他の権利者はその権利を国王より直接または間接に与えられる。<sup>18)</sup>」との、土地法を基礎にして、1786～1867年にかけてはペナン（Penang）、シンガポール（Singapore）、マラッカ（Malacca）を直轄の海峡植民地とし、1874～95年には連邦州（Perak; Selangor; Negri-Sembilan; Pahng）、および1885～1909年に非連邦州（Perlis; Kedah; Kelantan; Trenggann; Jahore）の2領域を保護国とした<sup>19)</sup>。海峡植民地の土地所有権は1858年以来は英国王に帰属した<sup>20)</sup>。連邦州ではすでに私有地になつてない土地は国有とし、非連邦

州も大体連邦州と同様の規定がなされた(28)。これらの土地制度から当然マレーの森林が国有化されたことは明らかであろう。

イギリスのマレー植民地政策の真の課題は、資本輸出による経済資源の独占的開発におかれていた。マレーの資源的価値は世界的商品であるゴムと錫におかれ、とくに経済政策の重点は、軍需資材としての需要とか、アメリカ自動車工業の勃興・発達によって生じた国際的ゴム景気の影響によって、栽植農業を中心としたゴム開発にそがれた。

マレーのゴム栽培企業は1880年代にはじまり、1914年には野生ゴム生産（第3表）を上回るにいたった(6)。その後ますますイギリス資本を主体とするゴム栽培が集中的に行なわれ、1927年に世界ゴム生産の39.4%に達し(6)、生産額は世界第1位になった。

第3表 ゴム生産高

単位：トン

年次	栽培ゴム	野生ゴム	計
1900	14	53,886	53,890
05	145	62,000	62,145
10	8,200	62,300	70,500
13	47,620	60,800	108,420
14	71,400	49,000	120,400
15	101,887	50,815	158,702

注：飯本信之・佐藤弘編・南洋地理大系(4)、マレー・ビルマ、93頁より転記。

マレーでは外国資本に対する制限ではなく、確実な外国企業家にはすんで土地を払下げる方針（租借）をとった。そのため栽植農業（主にゴム）を主とする農業開発が東南アジアのどの植民地よりも進み、昭和初年のころ開墾率は国土総面積約14万Km<sup>2</sup>のうちの13.2%（約2万Km<sup>2</sup>）で第1位(6)となっている。その後のゴム生産に伴い開墾率はさらに拡大してゆき、1940年には農地総面積の6割がゴム園になつた(8)。同年のゴム植付面積（第4表）は約348万エーカー（14,087Km<sup>2</sup>）となっている(9)。

第4表 マレーの地域別ゴム植付面積

単位：エーカー

地域名 面積%	1938		1940	
	面積	%	面積	%
海峡植民地	341,688	10	342,083	9
連邦州	1,688,719	49	1,699,459	49
非連邦州	1,412,242	41	1,439,447	42
計	3,442,649	100	3,480,989	100

注：1938年は小林碧・マレー篇・南方圏の資源(1)、79頁、1940年は、飯本信之・佐藤弘編・南洋地理大系(4)マレー・ビルマ、102～103頁、等より作成。

イギリスのマレーに対する投資はゴムが主体で、それは実にイギリスの海外ゴム投資額約11.7億円の85%に達し、マレーは植民地農業たるの性格を遺憾なく發揮した。その他へのイギリスの総投資額（1931年）は、第5表に示してあるごとく10,800万ポンドで、そのうちゴム関係に9,200万ポンドという実に全体の85%を投資している(7)。しかし、こういった産業投資の中に木材生産を目的とする林

第5表 マレーのイギリス投資

単位：万ポンド

投 資 種 目	投 資 額	%
公 鉱 益 企 業	400	4
ゴ ム 及 び そ の 他 栽 培 業	800	7
政 府 公 債 • 地 方 公 債	9,200	85
	400	4
計	10,800	100

注：樋口弘・南方に於ける資本関係、88頁より作成。この数字は1931年のロパート・キンダースレー調査である。

業開発資本はまったくみられない。その原因は森林開発が主に農業開発（林地処分＝脱林地化）として行なわれたためであろう。そのことはマレーでの森林法規の制定を見てもわかるように、それは農業開発（1880年代）にずっとおくれて立法化をみた。海峡植民地は1908年、マレ連邦州は1918年で、いずれもゴム栽培による農業開発にともなって制定されたのである(6)。

そのため山林の行政も軽視放任された。R. S. トループ氏はそのことを彼の著書「植民地林政」（1940年）の中で「文明国にして林業がかくも遅れ森林常識の欠くること英國の如きは少なし。(22)」と述べている。本国しかし、植民地も同様であったのである。森林法の政策的狙いも、単なる森林保護・保護といった消極的林政にあったといえよう。

これらのこととはマレーの森林便覧の文書からもうかがえる。すなわち「適当に管理された森林は、絶えず増殖される価値ある資産である。政府はかかる森林の妥当な保護を大いに重要視する。それは収入源としてのみではなく、それを保持する結果享有しうる多くの他の利益のためである（1922年）。(22)」と論じ、森林保持の必要性を強調するとともに、森林の存在が他産業（農業）に利益を与えると主張している。

なお、1935年に英帝国林業会議に提出された林政の文書によると、「マレー政府は常に山林局を元来商業機関であって、現在こそ私企業に歓迎されないが、工業資材として木材生産をする点より、経済上重要な活動に従事する機関として、また財政的結果から判断して商業機関とみる傾向があった。森林保護論はその荒廃の悪化を経験した州において重要視されたのみで、その他の州ではそれほど強い論議とはならなかった。(22)」といい、当時の国際的ゴム経済の情勢から、企業的林業の成立が困難視され、そして林政が森林保護の面にも力をそいでいたことがわかる。要するにマレーの林政は山林保護・保護を目的とした消極的林政であったと判断できるのである。しかし、一般に植民地における宗主国資本は、独占的に最大限利潤を獲得するあらゆる方策をとるので、森林の保護経営・保護策が実質的に確立されていたかどうか疑問である。このようなことも含めてマレーには林業開発を積極的に推進させる林政の基盤はまだ存在していなかったといえよう。

このような消極的林政下の林業開発の実態をつぎにみよう。マレーの林野率は国土面積（1937年）約5万平方マイルの81%を占め(35)、それはすべて国有林で、山林局の管理下にある。その他に一般に民有林と記された「譲渡またはその他により占有された土地(35)」もあるが、それは元来国有林であったものが、ゴムその他諸栽培業の発展によって農業用地として譲渡（貸付）された土地(21)と考えられる。

国有森林の樹種構成は60%が優良なフタバガキ科からなり、森林の44%を占める利用可能林（6.1万Km<sup>2</sup>）の推定蓄積は1ha当たり524石で、その蓄積は32億石と推定される。仮に有用樹5種（メランチ、ケルイン、ケンパス、チェンガル、レサク）のみを推定しても、1ha当たり318石、その利

用蓄積は19億石に達する。このようにマレーの森林は蓄積豊富である(5)。

国有林からの木材生産には森林官吏から、伐採権の取得を必要とし、それには伐採料が課された(21)。木材生産面はほとんど支那人によって行なわれたが(5)、その他原住民の生産も広範囲にわたって存していたと考えられる。1938年の林産物生産は第6表に示す通りで、用材が約23万m<sup>3</sup>、薪材が約14万m<sup>3</sup>、木炭が約5万m<sup>3</sup>となっている。

第6表 林産物生産量 (1938年)

単位:m<sup>3</sup>

地域別	用材	薪材	木炭
海峡植民地	4,666	3,725	623
連邦州	116,918	80,013	32,017
非連邦州	80,995	57,721	16,389
計	232,579	141,459	49,029

注：福原一雄・南方林業経済論、139頁より作成。

マレーは有望な良材を有し、しかも近隣諸国に優秀な販売市場をひかえながら、国内は木材不足をきたし、木材輸入国であった。1933～37年までの年平均輸入超過量は83万3千石、1938年は100万石を突破している(5)。このように戦前の木材需給関係は多量の供給不足であったのである。

### III タイ国半植民地における森林開発の展開

イギリス経済は1873年の大不況を契機として帝国主義経済へ移行し、国内に必然的に発生した過剰資本のハケ口として強力な投資地域＝植民地の拡大が必要になった(2)。東南アジアのタイ国半植民地化へのきざしはイギリス経済の自由主義段階中途から始まるわけだが、それが一層強化されたのは帝国主義段階に入ってからである。具体的にはタイ国経済の半植民地化は1855年の英・泰条約締結に基づいている。この条約成立後は、フランス等とも同様の条約が結ばれ、長年の国王貿易独占制はくずれ去り、タイ国は自給経済から商品経済にまきこまれていった。この過程はタイ国経済の半植民地化への移行期でもあった。政治的には英・仏の緩衝地帯としてわずかに独立を維持し、経済的には、実質的にイギリスの支配下におかれた。タイ国は4大経済資源のうち米を除いた錫、ゴム、チーク材の経済活動はヨーロッパ資本、とくにイギリス資本の浸透をつよく受けるようになった(36)。

ところでイギリス独占商社等による森林資源（チーク林）の独占的開発が行なわれたのは、英・泰条約により資源開発の特権を得たイギリス独占商社が、1880年の終りから1890年の初葉にかけて北部タイの豊富なチーク資源に着目(11)し、近代資本による企業的チーク林経営に乗り出し始めた時からである。当時の土地制度の原則は、すべての土地が王の所有地になっており、用役権のみが自由民および臣下に与えられていた(30)。したがって、国土の林野は国有であったといえる。しかし、用役権が実質的に所有権に近いものであった(31)から、ラオ土侯のチーク林所有管理権は固く、伐採者は彼等から借林権を得て伐採搬出するという制度になっていた。

チーク材は当時世界的な造船業の勃興期の中で、とくに造船用材としての優位性が世界的に高く評価されていたし、また車輌用材、その他用材としても好評を博していた。そのため需要の著しい増加と市価の高騰が生じ、チーク林伐採権獲得のための欧人商社相互間に激しい競争が起こり、土侯による借林権の乱発がもたらされ、伐採量についての制限もなく、甚だしい乱伐時代が出現した(12)。

ところがこういう前近代的生産関係はそう長く続かず、というのはその関係はイギリス独占商社にと

っては伐木許可数、伐木税、伐木の所有権等の点においてあまりに不安定で、合理的経営のために非常に桎梏となっていた。他方、タイ国政府にとっても借林権の国家管理は、チーク林資源の保護および国家財政危機の救済面から重要な措置であったのである。そこでタイ国政府は1896年にイギリス独占商社の再生産のための要求を受け入れ、英領ビルマよりビルマ政庁林務官H.A.スレード氏を招いて北部タイのチェンマイに近代的林政機関としての山林局を設置したのである(23)。スレード氏の林政着手により森林は保護樹と非保護樹に分けられた。前者は商業用を目的とする貴重樹（チーク）が含まれ、伐採の許可制および伐木税納入制をとり、後者は伐採に制限がなく、保安的機能も有していた。林政の中身は何といっても保護樹のチーク林を中心だったのである(24)。チーク林政の確立により、従来の生産関係は改められ、チーク林はタイ国政府の実質的国有財産となり、政府の統制下に收められ、北部の土侯はただその利益の一部にあずかるのみとなった(13)。

しかし、林政の実権をにぎったスレード氏は、伐木税の直接政府収受を好餉として、林政改革の究極の目的を自国資本のチーク林独占化の方向に改めたのである(33)。それがいわゆる山林局設置による借林区法の改正であった。この改正法は1897年に6年の借林契約として始まったのであるが、チーク林事業はとくに資本の回転がおそいため、資本の長期固定化が必要となり、本契約は1903年に更新され $2 \times 6 = 12$ 年に延長された。12年の新契約を実施したにもかかわらず、なお諸会社の企業経営には幾多の不合理な問題が存していた。最も不合理な諸点は、所有林区相互の隔離散在のため伐出上不経済であること、伐採周期の過短、巻枯し許可樹数の生産能力の過少等である。そのため改正の重要な狙いも小林区の整理と借林契約期間の再延長におかれたのである。そこで12年契約の満期終了後、1910年に $2 \times 15 = 30$ 年の長期借林契約が成立した。この借林契約によってこれまで乱雑な状態にあった借林権の地域は再編成され、借林者間の林区の交換（ある場合には強制的に）が行なわれるようになり、多くの閉鎖森林は開放され、散在していた多数の小借林区は合併されて隣接した小数の大借林区に整理されたのである。借林区の整理によって借林権者には経費の節減と将来を見越した確実な収支の見積りが立つようになり、チーク林の独占的支配は強化された。一方政府側でも伐木税の增收、森林行政の簡易化、費用節減の便益を得た(25)。

山林局の設置によって成立施行した一連の借林区法は資本と生産の集積・集中を一層促進させ、土着の小資本経営はますます営業費および伐木税を支払う賃金（象以外の）に欠乏するようになり、さらに伐木を迅速に売りさばく確実な市場を有しないためヨーロッパ資本（イギリス系は Bonbay Burma Trading Corporation, Ltd., Borneo Company, Ltd., Angla-Siam Corporation, Ltd., L. T. Leonowens; Ltd., フランス系は Compagnie Est-Asiatique Francaise, デンマーク系は Danische Ostasien Geseuschaft）に対して伐木の廉価売却、伐採権の譲渡などが起こった(14)。その結果、大資本によるチーク林支配は一層活発化し、小林区の整理→小営業の駆逐→企業の集中化は促進され、1909年まで83～105区を数えた借林区口数は後に40区に減少、さらに1940年までには28区（ヨーロッパ商社17区、うちイギリス14区）に縮小した(26)。チーク林地帯の最大最良部分はイギリス独占商社に掌握され、28借林区総面積の88%は主にイギリス資本に占められ、7%はタイ人資本、5%は山林局の経営であった(15)。

それではつぎに第7表でチーク林開発の実態を述べよう。チーク林の投資額は、その9割近くがイギリス独占商社で占められている。またチーク林伐採量（1925～40年）についてもヨーロッパ資本は全体の80%に達し、そのうちイギリス独占商社は65%である。タイ国資本はわずか16%にすぎない。またチーク材の丸太・製材品の貿易方面も前述の4イギリス商社の独占とも言われるほどで、これらの会社は巨額の資本を背景として華僑の勢力を支配下におき、チーク貿易の独占的支配権を確立した(19)。1940年度のチーク材対外輸出高7,367,000バードのうち95%がイギリス商社に属していた

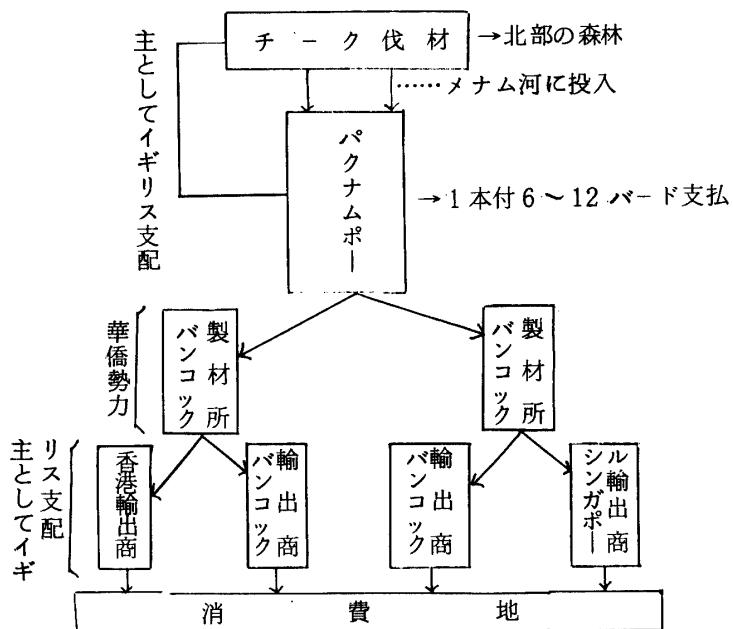
第7表 タイ国におけるチーク林投資関係とその伐採状況

借 林 権 者	投 資 額	伐 採 許 可 数 量
イギリス(4社)	万バード 2,100	% 89 655 65
フランス(1")	50	2 80 8
デンマーク(1")	100	4 70 7
華 僑	50	2 (2社) 45 (4社) 92
ラ オ 土 侯		15
タ イ 官 吏	60	3 15 15
政 府 保 有 林	(国内資本)	30 16
そ の 他		
計	2,360	100 1,002 100

注： 投資額（調査1938年）は樋口弘、南方に於ける資本関係、105頁、伐採量（1925～40年）は中島宗一、シャム、317～320頁より作成。ヨーロッパ商社については投資額と伐採量は一致しているが、他ははっきりせず、ここでは資料をそのままかかげておく。社名は省略。  
1バード=邦貨約1.6円（1936年）。

と言われるほどである(20)。ここでチーク材の出産・流通過程を図式化すると下図の通りである。

### チーク材の生産・流通過程



注： 吉田栄太郎・泰国資源経済論、137頁より転記。チーク材の搬出水路には  
メナム河の他にサルウイン河、メコン河がある。

さらに1935～36年の仕向地別チーク輸出量および金額を示すと、第8表の通りである。それを見るとイギリス関係植民地への輸出の多いことに気がつく。本国を含めたイギリス関係植民地への輸出が全輸出量の約52%（金額47%）を占め、その他は日本、支那およびオランダ・デンマークの順である。

第8表 チーク材仕向国別輸出数量及び金額（1935～36年）

仕 向 地	数 量 (立方トン)	%	金 額 (パート)	%
シンガポール	3,773		322,755	
英領インド	609		40,767	
セイロン	4,400		322,418	
香港	7,098	52.6	676,011	47.2
英國	2,605		333,721	
南ア連邦	4,928		869,614	
小 計	23,413	52.6	2,385,286	47.2
支那	2,342		217,475	
日本	5,306		757,685	
イタリイ	802	48.4	110,727	52.8
デンマーク	1,062		137,487	
ドイツ	863		116,306	
オランダ	1,312		186,756	
その他の	9,431		1,140,491	
計	44,531	100.0	5,052,217	100.0

注： 森三郎・南方の木材林業、219頁より作成。

#### IV 結 論

①ビルマ植民地。イギリス帝国主義はビルマ植民地の森林資源（チーク林）を独占的に支配するために、まず森林資源の国家的所有を実現し、民間商社のチーク林伐採は政府発行の特許によって行ない、それは主に自国独占商社に与えられた。その結果、ビルマ人民の自主的経営は禁止され、全ビルマのチーク林資源はイギリス帝国主義の独占的支配下におかれたのである。

このようにして経済的価値の高いチーク林資源はイギリス帝国主義に収奪され、それはビルマ人民の経済からまったく遊離することになったのである。

②マレー植民地。イギリス帝国はマレーの植民地化に際して、全マレーの土地・森林を国有した。イギリス帝国のとったマレーの植民地政策は、国際的ゴム景気の影響によって、独占資本が森林をとらえた時に、そこには木材生産を主目的とする生産形態でなく、栽植農業を中心としたゴム開発に主力がそそがれ、そのため国有林は農業開発資本と結合して独占利潤追求に奉仕するようになった。そのことは栽植農業（主にゴム）に対するイギリス投資が全投資額の約9割近くに達し、森林資源が豊富に存するにもかかわらず、林業開発に対するイギリスの投資がみられないといったことから明らかであろう。それはまた農業開発に伴って成立した林政が林業生産面で消極的であったこと、および木材生産の担い手が主に支那人で、彼らによる木材生産は国内需要を十分にみたし得なかったこと、などからもわかる。

このようにマレー林業の後進性をもたらした最も基本的な原因は、イギリス帝国主義のとった産業政策の偏倚性、すなわち森林開発=農業開発という政策のあり方に起因していたと言えよう。

③タイ国半植民地。純然たる植民地における独占資本の森林開発は、宗主国の国家的林野所有を舞台にして展開されるので、森林資源の独占的開発はきわめて容易に進行するが、領土的支配までにいたらない半植民地タイ国の森林開発では、森林がイギリス帝国の所有でないので、同帝国はもっぱら強力な資本力をテコに、まずは林政改革の実権を掌握して、自国独占資本による森林の支配の活動を有利に導き、他の資本を圧倒して森林資源（チーク林）の独占的開発を可能にして行ったのである。イギリス独占資本の支配力は森林の生産過程はもとより、流通過程にまでおよんでいるので、チーク林からの独占利潤の享受は大きかったと言えよう。

以上のようなメカニズムを通じてタイ国半植民地の森林資源は、ヨーロッパ資本、なかでもイギリス独占資本の開発下におかれたのである。

### 引　用　文　獻

1. Alex. Rodger, O. B. E., F. L. S.; I. F. S., 1951 Hand-Book of Forest Products of Burma; 100, RANGOON, SUPDT., GOVT. PRINTING AND STATIONERY BURMA
2. 遠藤湘吉編 1965 帝国主義論(下), 352~373, 東京、東京大学出版会
3. 林野庁 1955 東南アジアの林業事情、13、東京、林野庁
4. 福原一雄 1942 南方林業経済論、182、東京、霞ヶ関書房
5. \_\_\_\_\_ 前掲書、133~144
6. 萩野敏雄 1961 南洋材経済史論、2~6、東京、林野共済会
7. 樋口弘 1942 南方に於ける資本関係、86~89、東京、味澄書店
8. 飯本信之・佐藤弘 1942 南洋地理大系(南洋総論) 1: 171、東京、ダイマondon社
9. \_\_\_\_\_ 1942 南洋地理大系(マレー・ビルマ) 4: 107、東京、ダイヤモンド社
10. 猪木正道編 1963 タイ・ビルマの社会経済構造、113、東京、アジア経済研究所
11. 伊藤隣之助 1931 邊境の森林、208、台北、南洋協会台湾支部
12. \_\_\_\_\_ 前掲書、207~208
13. \_\_\_\_\_ 前掲書、215
14. \_\_\_\_\_ 前掲書、217
15. 賀川英夫 1942 南方諸国の資源と産業、159、東京、ダイヤモンド社
16. 蒲池清 1942 南方経済資源総覧(ビルマの経済資源) 7: 402~413、東京、東亜政経社
17. \_\_\_\_\_ 前掲書、411
18. 益田直彦 1943 南方圏の資源(ビルマ篇) 4: 97~108、東京、日本書院
19. 宮原武雄 1943 南方経済資源総覧(タイの経済資源) 5: 251~257、東京、東亜政経社
20. \_\_\_\_\_ 前掲書、257
21. 森三郎 1944 南方の木材林業、151~172、東京、河出書房
22. 望月岑 年次不明 亞細亞に於ける英國植民地林制、7~9、興林会
23. 中島宗一 1943 シャム、310~311、東京、慶應書房
24. \_\_\_\_\_ 前掲書、337~338
25. \_\_\_\_\_ 前掲書、310~316
26. ノエル・ウィニヤード(紫田賢一訳) 1942 タイ国森林地帯紀行、282、大阪、葛城書店
27. 大監亀雄 1939 各国植民史及植民地の研究、288~289、東京、巖松堂書店

28. 大谷 敏治 1943 マライ経済の諸問題, 26~27, 東京, 文化研究社
29. 大和田啓氣編 1962 アジアの土地改革, 195, 東京, アジア経済研究所
30. \_\_\_\_\_ 1963 アジアの土地改革(II), 99, 東京, アジア経済研究所
31. \_\_\_\_\_ 前掲書, 99
32. 高山慶太郎 1943 チークの話, 3~129, 東京, 木材経済研究所
33. \_\_\_\_\_ 前掲書, 196
34. 田中 和夫 1944 大東亜旧英領地域の法律, 110~111, 東京, 嶽松堂書店
35. 台湾総督官房外事課編 1937 南洋年鑑(第3回版), 933~934, 台北、南洋協会台湾支部
36. 吉田栄太郎 1942 泰国資源経済論, 52~58, 東京, 三笠書房

### Conclusion

① Burmese Colony. Since British Imperialism wanted to exclusively dominate forest resources (*Tectona grandis* = Teak) in Burmese Colony, she first realized the national possession of forest resources and the exploitation of *Tectona grandis* by private firms was done by concession which Colonial Government issued and the concession was mainly given to British capital. As the result, independent management of the forest by Burmese was prohibited and *Tectona Grandis* resources in all Burma was put under monopolistic rule by British Imperialism.

Through this way, *Tectona grandis* which economical value is high, was dominated and it was entirely isolated from the Burmese economy.

② Malay Colony. When British Imperialism ruled Malay territory as colony, she nationalized the land and forest in all Malay. Colonial policy which British Imperialism took to Malay was not the policy which the form of production in this forest did not mainly aim at the timber production by the influence on international rubber boom, when the monopolistic capital caught the forest. That is to say, its policy was chiefly the policy to plantation agriculture, and it was specially poured into rubber growing among the plantation agriculture. Therefore, while national forest combined with the capital for agricultural exploitation, its forest served for the pursuit of monolithic profit.

In this way, the just basic cause which the backwardness of Malay forestry took place, originated in the character of inclination of industrial policy. Namely, it resulted from the policy which forest exploitation was excuted as agricultural exploitation.

③ The Thailand half colonized. National forest was not the possession of British Imperialism on forest exploitation in the Thailand half colonized. So, British Imperialism first took real authority to reform the forest administration (=policy) chiefly by the power of her strong capital and led the domination of the forest by British monopolistic capital into profit and overpowered other capital and turned the monopolistic exploitation of forest resources (*Tectona grandis*) into a

possibility. We can say that the monopolistic profit which was gained from the *Tectona grandis* was very gross so that British monopolistic capital might dominate not only the production process (=place) of the forest, but also the market process.

The forest resources in the Thailand half colonized were mainly dominated by British capital among European capital through the mechanism mentioned above.